

一般社団法人 2027年国際園芸博覧会協会 事務局組織規程

2021年11月15日制定

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人2027年国際園芸博覧会協会（以下「協会」という。）の定款第39条第3項の規定に基づき、協会の事務局の組織及び職制に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 協会の事務局には、本部事務所のほかに、必要に応じて事務所その他の組織を置くことができる。

2 代表理事は、この規程により業務を処理しがたいものについては、特別の組織その他の職制を設けることができる。

(職員)

第3条 協会の事務局に次の職員を置くことができるものとする。

(1) 事務職員

(2) 技術職員

2 前項に定めるもののほか、別に定めるところにより、協会に必要な職員を置くことができる。

(職制)

第4条 前条第1項に規定する職員の職は、次表の左欄とし、その職務は同表右欄に掲げるものとする。

職名	職務
事務総長	協会事務局の局務を掌る。
事務次長	上司の職務を補佐し、協会事務局の局務を掌る。
事務局長	上司の職務を補佐し、協会事務局の局務を掌る。
部長	上司の命を受け、部の事務を統括し所属の職員を指揮監督する。
審議役	上司の職務を補佐し又は部長に代わり、部の事務を統括し所属の職員を指揮監督する。
課長	上司の命を受け、課の事務を統括し所属の職員を指揮監督する。
参事	上司の職務を補佐し又は課長に代わり、課の事務を統括し所属の職員を指揮監督する。

課長代理	上司の職務を補佐し又は課長に代わり、課の事務を統括し所属の職員を指揮監督する。
係長	上司の職務を補佐し、担当事務を処理する。
係員	上司の命を受け、担任業務を処理する。

2 前条第2項に規定する職員の職は別に定めることができる。

(本部事務所の組織)

第5条 代表理事は、代表理事が直轄する補佐機関を置くことができる。

2 協会の組織及び事務分掌については別表のとおりとする。

3 本部事務所は、神奈川県横浜市中区本町4丁目43番地 A-PLACE馬車道4階に置く。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、代表理事が決定する。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、協会の事務局組織に関し必要な事項は、代表理事が定める。

附 則

この規程は、2021年11月15日から施行する。

別表 事務分掌

部	課	事務分掌
総務部	総務人事課	<ol style="list-style-type: none"> 1 法人運営に関すること。 2 社員総会・理事会に関すること。 3 文書管理、法務、コンプライアンス、協会の危機管理に関すること。 4 役員の秘書、接遇に関すること。 5 人事、組織、労務に関すること。 6 博覧会事業の企画に関すること。 7 他の課の分掌に属しないこと。
	財務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 予算、決算及び経理に関すること。 2 資金計画の企画及び調整に関すること。 3 資金調達に関すること。 4 財産の取得、管理及び処分に関すること。 5 工事及び物件の入札、契約に関すること。
	広報課	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報、広聴に関すること。 2 報道機関との連絡調整に関すること。 3 協会ウェブサイトに関すること。 4 機運醸成に関すること。 5 講演依頼、後援名義等に関すること。 6 ロゴマーク・アンバサダー等に関すること。
	国際課	<ol style="list-style-type: none"> 1 関係国、AIPH・BIE他国際関係団体等との連絡調整に関すること 2 海外における広報・報道に関すること。 3 海外の賓客対応に関すること。